

<p>第 27 回 第 4 分科会会議録 (概要)</p>	<p>場 所</p>	<p>新宿区役所地下 1 階 交流の場</p>
<p>日 時 平成 18 年 11 月 22 日 (木) 午後 6 時 30 分 ~ 午後 8 時 30 分</p>		
<p>会議出席者 : 12 名 委員 : 10 名 (小宮、石塚、遠藤、板本、犬塚、金山、佐藤、田中、宮城、山口) 区職員 : 2 名 (企画政策課 : 田中、リサイクル清掃課 : 清水)</p>		
<p>配付資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議進行次第 2 日程案 3 起草部会案 <ul style="list-style-type: none"> 大枠の考え方 (10/30 資料) 計画の体系概念図 (") 新基本計画の施策体系 (") まちづくりの基本目標 (") めざすまちの姿 (11/14 資料) 区政運営の基本姿勢 (11/20 資料) 協働リーディング・プロジェクト (") 区民と専門家等によるチェックのしくみ (") 4 基本構想審議会議事概要 (第 6 回 ~ 第 10 回) 5 世話人会概要 (11 月 20 日) <p>会議内容</p> <p>[発言者] : 区民委員 : 小宮リーダー : 区職員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本構想審議会の報告 2 起草部会 (案) について (資料をもとに説明) : 基本構想審議会は、第 6 回、第 7 回は分野別の検討であり、第 4 分科会に関する審議はなかったため、審議会概要の報告は省略する。審議の内容については、資料の議事概要を読んでください。 第 8 回 (10 月 30 日) 審議会で初めて起草部会 (審議会の学識委員により構成) が作成した起草部会案が提示された。第 8 回、第 9 回 (11 月 14 日)、第 10 回 (11 月 20 日) の審議会ではこの起草部会案をもとに議論した。 審議内容は議事概要を後で読んでもらえばわかる。第 4 分科会に関する議論は、議事概要で下線で表示している箇所です。 3 第 4 回世話人会について 4 意見書のまとめ方について : 11 月 20 日の審議会の後に世話人会を開催した (概要は別紙資料のとおり)。テーマは「審議会 		

から出された骨子案に対して、区民会議がどのように意見書を提出するか」についてで、様式は自由だが、個人の意見を集めるのではなく、分科会として意見をまとめて提出することになった。期限は、各分科会とも 12 月 28 日の午前中までに区に提出し、1 月 9 日に世話人会で各分科会の意見書を調整し、1 月 12 日までに区民会議の意見書としてまとめて区に提出することになった。

:この起草部会案はまだ変更は可能なのか。施策体系の 3「歴史と自然を継承…」内の「身近な水辺とみどり…」の中に「環境教育の推進」があるが、「環境教育」は環境の中でもすごく重要な分野であると思うので、3「環境への負荷が少ないまち」に入れて、さらに「資源循環型社会」と「地球環境問題」の上に置くことはできないか。

:審議会で、「生活環境と環境教育は 3 の3の中に移した方がよい」と意見を言った。

:施策体系で使われている言葉は曖昧であり、厳密に使うべきだ。例えば、基本目標で「持続可能な都市」という言葉を使っているが、「持続可能」は、公害問題が出たときに使われ出した言葉であり、資源循環型社会の枕言葉で使われるのはわかるが、ここでは、まちづくりを積極的に進めるという意味で使われている。また、安定的な生活を維持するという意味でも使われているようだが、こうした曖昧で広く意味がとらえられる言葉は、いざ新たな施策を出すときに、都合よく利用されてしまう恐れがある。

また、「水とみどりをいかしたまちづくり」も同様であり、緑が減り続けることを食い止めることが区民の要望であるのに、実際には緑が増える施策がなされず、高層ビルが建ったりしている。

:区は緑ある美しいまちにしようと言っているのに、反対のことをしている。百人町の水道塔を解体する際に、建物だけでなく桜などの木も伐採され更地になった。4、5日前にも百人町ふれあい公園の大きな銀杏の木の枝が切られ坊主になった。落ち葉の清掃をするのが大変ということで、地元の世話人が区に枝の伐採の申請をしたそうだ。

:区では緑化の推進を進めており、街路樹などの剪定の基準を審議会に諮り、指針を定めている。しかし、樹木は街路樹、民間宅地とも紅葉が終わると落ち葉になり、周辺に住む住民にとっては迷惑な場合もあるが、なるべく区民がみどりを楽しめるよう剪定期間について考慮していると聞いている。

:しかし、実際は言っていることとやっていることが違う…

:個別の問題ではなくて、今日のテーマである計画案の内容について議論しよう。先ほど言われた「持続可能」という言葉については、環境サミットで「持続可能な開発」という表現が定義づけされた。計画案に使う場合、意味がわからない表現だから問題なのか、使い方が間違っているから問題なのかをはっきりさせるべきだ。また、ほかには具体的にどんな言葉に問題があるのか。

:「持続可能」とは、「公害問題などにより自然環境を維持できなくなる」という意味で捉えている。賛成、反対以前に、一般の人に理解されていない言葉であることが問題である。

ほかには、-1- 内に書かれている「都市空間づくり」という表現や -2- 内の「歩行空間」についても、普通はこのような表現は使わない。分科会で出された言葉をそのまま活かして使うのであればよいが、なぜ、このような言葉を使うのか。言葉が一人歩きして、別の意味として使われてしまうことが心配だ。

:「都市空間」や「公共空間」は第 3 分科会や 5 分科会などが使っている表現(注:提言書 P198、210 等)である。表現や内容が悪いということであれば、意見書として分科会でまとめて出すことが

できる。

また、審議会でも、「持続可能な都市」という表現は、「まちの記憶の再生」とともに理解しにくいので、わかりやすい表現に変更すべきとの意見が出ている(議事概要 9-7)。また、「みどりを増やすことを強調すべき」という意見も出ている(議事概要 10 - 2)。

なお、今日配付した施策体系案については、こうした審議会の意見を踏まえて、11 月 30 日の起草部会で修正し、12 月 5 日の審議会で修正案が出されることになっている。

: そうした表現は、「言葉として理解が難しい」のか、も「文脈において本来の使い方と違っている」のかによって変わってくる。

: 個人的には、「持続可能」と大切な表現だと思うので、あえて使って広めていきたいと思うが、理解しにくいのであれば、別に注釈を付けて、きちんと定義づけをしておけばよいのではないかな。

: 私もそう思う。

また、体系図の 印以下は例示ということだが、今後変更する可能性はあるのか。

: 基本目標は 6 章立を変えるのは難しいが、その表現と個別目標以下はもちろん変更することはある。また、 以下の例示というのは確かに曖昧な位置づけであり、今後例えば、個別施策として位置づけるのか、例示のままとするかについては、審議会ではまだ議論していない。

: 例示の事業は実施計画と連動するのか。

: あえて例示として出すということは重要な事業として位置づけることになるが、通常はこの下に実施計画事業が位置づけられる。

: 「環境教育」を基本施策に位置づけることは私もそう思う。「エコエコ」は地域通貨の段階で留まっているが、本来は「環境と経済の好循環」のことであり、基本計画に具体的にどう位置づけるかを考えないといけない。

また、世話人会で「新たな提言は追加しない」と決まったようだが、起草部会案に対する対案を出すこともできないのか。

: 区民会議の提言として出したもの以上の提言はできないという意味である。

: 「環境と経済の好循環」をどこかに入れるかは難しい。「地球環境」の中に入れるか、別の基本施策を作るか。項目としてなくなるのは寂しい。

: 議事概要 8 - 5 に「環境と経済の融合の視点が重要」という意見が出ている。

: その意見は私が言ったもので、ほかにも「地域ごとの環境への取組みを都市マスタープランで位置づけるべき」、「まち美化は 章(まちの記憶の再生)でなく、 章の環境分野にまとめた方がよい」と意見を言った。ただ、「水とみどり」についても環境分野でまとめた方がよいと思っていたが、今までの意見を聞いて、「見て美しい」という視点から、案のとおり 章も考えられると思う。

: 「持続可能」という言葉は、提言書の - 10 の表題が「すべての人のみならず次世代が、心豊かに、安定的に生活の質を維持できる社会(「持続可能な社会」)をめざして」となっているが、もし「持続可能」を使うなら、それと同様に、「 」を付けて使ったらどうか。

: その箇所は、 章の総括文(提言書 125 P)をまとめるとき、本来より広すぎる意味で使っているので、編集部会ではあえて「持続可能な社会」という言葉は使わなかった。こうした広い意味で使う場合は、やはり定義づけが必要になるだろう。

: 分科会でも、普段使わない「構築」という言葉がよく使われた。最初はとまどったが、やがて耳慣れしてきた。「持続可能」も同じように使っているうちにメッセージが受取れるようになるのではないかな。

:まさにそのとおりで、外国語を覚えるときも、慣れると頭の中で意味を変換しなくても、すんなり理解できるようになる。それと同じではないか。

5 今後の分科会の日程

:資料の日程案にあるとおり、12月に2回開催、骨子案に対する第4分科会の意見をまとめていきたい。

次回(28回)は12月12日(火)、29回は12月21日(木)で決定
両日とも、18時30分から本庁者地下1階「交流の場」で。

:なお、資料(骨子原案、骨子案)は各回とも事務局から事前に送付するので、事前に見ておいてください。

以上